

報告第五一號

福岡縣浮羽郡姫治村に於ける小作争議 第一報
(暴行事件發生)

福岡縣浮羽郡姫治村に於ける小作争議 第一報

(暴行事件發生)

概要

本年一月二十日凶作に因る小作料三割減要求にて發生せる浮羽郡姫治村小墾の地主四〇名對小作人六八名關係田二七町五反歩の小作争議(報告第五〇二號小作争議發生月報参照)は地主側承認せざる爲小作人側より調停を申請し保争中であつたが六月十五日非公式調停で小作人は二割、地主は一割減を主張して調らざるを以て小作人側は調停申請を取下げ小作料八割を納入し持久戦に出でたる爲地主佐藤隆吾外五名は七月十二日小作人宮崎長太郎外五名の小作田を引揚げたる結果遂に左の暴行事件を惹起するに至つたのである。

一、事件發生の原因